

2024 年 12 月 4 日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様



Democracy for Teachers and Children

～「君が代」調教やめて～（略称 D-TaC）

連絡先：共同世話人 [REDACTED]

卒業式と「君が代」指導にかかわる要請書

私たちは、本年 6 月 14 日、大阪市教育委員会に、子どもの権利の視点から卒業式と「君が代」指導を考えるための質問書を提出し、9 月 25 日、回答についての協議を行いました。その回答に看過できない問題があったので、その是正を求めて要請書を提出します。

1. 卒業式についての要請

【要請趣旨】

現在の公式文書では使われることのない、戦前の卒業式の呼び方であった「卒業証書授与式」を使っている学校があります。「卒業証書授与式」の使用は、戦前教育への回帰の志向を表しているといえます。ところが、この件についての大阪市教委の回答は、「卒業式の名称についての通知を行っておらず、許すも許さないもない」という無責任なものでした。卒業式を「卒業証書授与式」と呼ぶことは許されるべきではありません。

【要請事項】

◆卒業式を「卒業証書授与式」と呼んでいる学校があるかどうかについて調査し、戦前の名称である「卒業証書授与式」は使うべきでないと指導してください。

2. 「君が代」指導についての要請

★2024 年 9 月 25 日協議等議事録（要旨）から

＜質問＞「君が代」の歴史や歌詞の意味の変遷について児童生徒に正しく情報提供していない状況を、子どもの権利条約第 12、13 及び 14 条に違反していないと考えているのか。

＜回答＞子どもの権利条約第 13 条において、「あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由」と規定されているが、学校現場においては、色々な情報を児童・生徒に提供できる場面があるが、どんな内容でもすべて提供するのかわかれると、そうでない情報もあるので、条約違反には当たらないと考える。起立・斉唱をしたくないとし出した児童・生徒に対して、そのような行為を行った場合、権利条約違反に当たると考える。

【要請趣旨】

子どもの権利条約第 13 条「情報を受ける権利」は第 12 条「意見表明権」の前提で、2 つの条項は深く関係しており、大阪市教育委員会の子どもの権利条約についての理解、及び、「君が代」強制との関係のとらえ方には間違いがあります。私たちは、現在の大阪市立学校の「君が代」指導のあり方は、第 12 条・第 13 条違反といえると考えています。大阪市教育委員会は、子どもの権利条約と「君が代」そのものへの理解を深めるべきです。

【要請事項】

◆2024 年 9 月 25 日の大阪市教委と D-TaC の協議等議事録（要旨）にある、大阪高裁 2009 年 9 月 9 日判決と子どもの権利条約理解にかかわる意見（別紙）に対する見解を示してください。

【別紙】(2024 年 12 月 4 日提出 D-TaC『卒業式と「君が代」指導にかかわる要請書』にかかわる資料)

【2024 年 9 月 25 日協議等議事録(要旨) 団体要望概要から】

過去の判例において、『君が代という国歌が担ってきた戦前からの歴史的役割に対する認識や歌詞の内容から、君が代に対し負のイデオロギーないし抵抗感を持つ者が、その斉唱を強制されることを思想信条の自由に対する侵害であると考えることには一理ある。とりわけ、「唱(うた)う」という行為は、個々人にとって情感を伴わせるを得ない積極的身体的行為であるから、これを強要されることは、内心の自由に対する侵害となる危険性が高い。したがって、君が代を斉唱しない自由も尊重されるべきである』とされているものがある。

この考え方によれば、すべての情報を提供する必要はないから条約第 13 条に違反していないというのは誤りであり、君が代の歴史や歌詞の意味の変遷については、子どもの意見表明権を尊重するため、児童・生徒に対し説明する必要があると考える。

子どもの権利条約第 13 条「情報を受ける権利」は第 12 条「意見表明権」の前提で、2 つの条項は深く関係しており、現在の大阪市立学校の「君が代」指導のあり方は、第 12 条・第 13 条違反といえる。

(意見のみ)